

令和元年第7回大町町議会（定例会）会議録（第2号）						
招集年月日	令和元年12月9日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和元年12月11日	午前9時29分	議長	三谷英史	
	延会	令和元年12月11日	午後0時48分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	○	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	5番	三根和之	6番	武村妃呂子		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	亀川修		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	三角治		
	会計管理者	成富貞伸	教育長	船木幸博		
	総務課長	坂井清英	総務課参事	藤瀬善徳		
	企画政策課長	井原正博	生活環境課長	古賀壯		
	町民課長	西森明広	子育て・健康課長	古賀恵子		
	福祉課長	岩瀬重義	農林建設課長	森光昭		
	教育委員会事務局長	小木誠				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和元年12月11日

日程第1 一般質問

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 1. 防犯カメラ設置検討の進捗等について | (諸石重信議員) |
| 2. 保育事業について | (諸石重信議員) |
| 3. 令和元年8月佐賀豪雨災害対応と検証について | (鶴崎敏彦議員) |
| 4. 8月27日・28日の豪雨災害について | (中山初代議員) |
| 5. 国保税の引き下げを | (中山初代議員) |
| 6. 玄海原子力発電所について | (中山初代議員) |
| 7. 大町町コミュニティバス等の事業について | (武村妃呂子議員) |
| 8. 大町町公民本館の事務室の活用について | (武村妃呂子議員) |

午前9時29分 開議

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和元年第7回大町町議会定例会2日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（三谷英史君）

日程第1. これより一般質問を行います。

一般質問は通告書により順次質問を許可します。

7番諸石議員。

○7番（諸石重信君）

皆様おはようございます。7番諸石です。議長より許可をいただきましたので、登壇、質問させていただきます。本日は、防犯カメラの設置、そしてもう一つ、保育事業について質

問をさせていただきたいと思います。

質問事項に入ります前に一言述べさせていただきますが、このたび、さきの8月28日豪雨により本町は大きな被害を受け、被災された町民の皆様方は、現在もなお、災害に加え、精神的なダメージを抱えられ、復興に頑張っておられます。災害発生時より、行政職員の皆様方にはさまざまに対応していただいております。また、多くのボランティアの方々、自衛隊、各種団体の皆様には本当に大きな御支援をいただきました。まことにありがたいことでした。まだまだ完全なる復興には道半ばであります。今後とも町民の皆様、行政の皆様とともに、復興に向け懸命に取り組む所存でございます。そして同時に、今回の検証をしっかりと行い、それをもとに、今後の災害発生時の対応、また、被害を最小限にとどめるべく、今後の防災対策をしっかりと議論し、町民の皆様方の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

それでは、今回提出させていただいた2つの項目の質問に入ります。

まず1つ目として、防犯カメラ設置検討の進捗状況等について、このことに関して3つの点を質問させていただきます。

先ほども申しましたが、防災に加え、防犯も町の安全を守る上で重要な対策でございます。

町内の防犯カメラ設置に関しては、町民の安全・安心の確保に努める意味合いにおいて、私、一議員としてこれを推奨する立場から、昨年6月定例議会一般質問の中で、設置等に関する行政執行部としてのお考えを尋ねさせていただきました。町長及び執行部からの回答では、防犯カメラ設置に関しては、条例により適正な取り扱いを定めているが、これらの設置により、不特定多数の方を撮影、記録する可能性があり、プライバシーや基本的人権を侵害することにつながりかねないため、設置に当たり十分な議論及び既に設置している他自治体の状況等、調査研究を行うとの回答でございました。その後の調査研究及び検討の進捗をお尋ねいたします。

また今回、大町ひじり学園保護者会からは、大町ひじり学園への防犯カメラ設置の請願が今議会に提出されております。保育施設、学校施設については、近年、全国的に児童が巻き込まれる凶悪犯罪が発生、顕著化している中、これらの防犯対策の強化を求める声も大きく、その対策として、防犯カメラの設置により未然の防止等に努める自治体も多くございます。大町町は、義務教育の向上を図り、いち早く小中一貫校として先駆的に取り組んでおられる中、大町町行政として児童や保護者の安全・安心に資するべく努めていくことが重要と考え

ます。

これらを踏まえ、町が運営する保育施設、学校施設への防犯カメラの設置に対する執行部としてのお考えと、今後の対応、意思をお聞きしたいと思います。

さらに町内では、安全対策に関して一部の自治会が町民等の安全・安心や通学時等の児童の安全を確保する防犯目的において、町道や通学路に面した公民分館に防犯カメラを設置し、条例等にのっとり管理をされている事例もございます。

そして、全国の自治体の中には、これらのケースを地域における防犯と理解し、防犯カメラ設置に係る一部補助金制度を自治体として設けておられるところもございます。

白石警察署管内防犯協会が設けている補助制度以外に大町町単独では現在このような場合の補助制度はないと聞いておりますが、町民の安全・安心を確保するという目的において、今後創設されるお考えはありなのかをお尋ねいたします。

以上3点についてお答えをお願いいたします。

○議長（三谷英史君）

町長。

○町長（水川一哉君）

おはようございます。まず、諸議員の御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

防犯カメラの設置につきましては、昨年6月に答弁をしたとおり、県内全ての市町を対象に調査をしましたが、やはりプライバシー、肖像権、そして基本的人権等の問題もあり、市町が直接カメラを設置する箇所は限られております。一部庁舎や公共施設の出入り口等、どちらかといいますと、敷地内で外向きではなく内向きに設置されており、プライバシーには特段の配慮をされております。最近是全国的な傾向として、子供たちが利用する施設への設置要望も保護者を中心にあっているようで、町としましても、定例教育委員会の協議の中で学校へのカメラ設置を請願するという発言もなされたと報告を受けております。

このようなことを踏まえて、子供を犯罪から守り、保護者の皆さんの安心感にもつながることから、学校、保育園への設置を決めたところでございます。現在、設置箇所、台数、そして、管理方法等についてそれぞれ検討を進めており、財源の確保を含めて来年度をめどに設置していきたいと考えております。

それから、補助金の創設ということでの質問でございます。

現在、佐賀県において独自の補助金を設けているところは見当たりません。

大町町でも、町独自の補助金制度はありませんが、各地区や商工会等が防犯カメラを設置される場合は、大町町、江北町、白石町等で組織をしている白石地区防犯協会の財源で防犯カメラ設置補助金交付要綱に基づき、補助する制度をつくっております。地区等で防犯カメラを設置される場合は、積極的にこの補助金を活用していただきたいと思います。これまで大町町内では、新町地区でこの補助金を活用して分館に設置をされております。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

まず1つ目、私が質問をさせていただきました町としての防犯という意味で、町運営の、そういった防犯カメラのことにに関して、今、昨年6月から1年ほどたちますが、その間、各市町の状況を調査されて、そういった今お答えいただいた答えを述べられました。

ここで、やはりプライバシー、基本的人権、もちろんそれは非常に大事でございます。

そこで、そういった意味で、この大町町、条例をつくっております。大町町の設置する防犯カメラの運用に関する要綱、平成21年ですね、これは御承知だと思います。これはやはりこの文章の中で、プライバシー、権利を保護すること、そういったことを目的とするということなんですけれども、これは認識として、今、町長の御答弁にもありましたが、これはプライバシー、そのほか権利を保護するために防犯カメラは設置できませんといった意味合いで捉える、そういった要綱なんでございましょうか、そこの認識。どういうことかという、プライバシー、この要綱があるから、そういう人権保護があるから防犯カメラは設置できませんよということなのか、それか、防犯カメラ、そういうのを設置するに当たって、この要綱に書いてあります。「個人情報に係る町民等の基本的人権の擁護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。」という文章が書いてあります。当たって、これにのっとってできますよというところで認識をされているのかをお答えいただきたいと思います。どちらかを。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

要綱については、プライバシーを確保すると、基本的人権を確保しなければならないというような意味で捉えております。だから、それができればいいのかなと思いますけれども、

設置の財源の確保も含めて、そしてまた防犯カメラについては、機器の設置というのを考えていかなければいけないということで、大体こういう公共施設の近くには、その中で適正に管理をします。これは外にあってそれを持っていかれたらプライバシーは守れませんので、必ずちゃんとした公共施設、管理ができる場所に置くということもあって、その状況、条件もありますけれども、この要綱については、設置する場合は、プライバシー、人権、肖像権等を守らなければならないというふうな解釈をしております。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

先ほど答弁の中で、財源というお言葉、確かに実費はあります。しかし、町民の皆様方も目的として、やはり安全・安心、町の安全が目的でございますので、ここは力を入れていなければならないところで、財源、そういったところというよりも、それはしっかりと確保するという、やるかやらないかと、実行するか云々というところの意思が非常に大事なところではないかなと思います。

それで、適切に管理、それはもちろんでございます。これにのっって外部にそういうのが漏れないようにですね。それで、やはり防犯カメラ、今、もう御承知のように、全国各地でいろんな犯罪、そして、行方不明の方とか、そういった方を追跡したり、そういうときに非常に役に立って、いろんな社会的にいい使い方をすれば非常に役に立っておるのは御承知だと思います。

そこで、ちょっとこれは話を派生させてはいけないあれなんですけれども、町長、今回災害あったときに、常日ごろからでしたけれども、自助、共助、公助の中で、自分の身は自分で守るのを基本ということをおっしゃられていました。これに対して、やはり大町町民の方々の安全・安心は大町町が守るといった考え方で、これは意思というのが非常に大きなものだと思います。

そこで、あれがあるからちょっとちゅうちょします、なかなか難しいという考え方、確かにあると思いますけれども、町民の皆さんの安全・安心を確保する上では、これは必要なんだと。だから、何とかしてできる方法を考えようといった、そういった今後のお考え等は今回回答はいただきましたけれども、個人情報ほかの地区見てもそういうところはないから、大町町もそれは保留しておこうといったふうに私はちょっと理解をしましたがけれども、今後

そういったところで、ぜひとも大町町民の方々の安全・安心につながるならば、いろんな困難はあるけれども、何とかしてやる方法を考えようと、そういった意思はございますでしょうか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、我々が今言っている部分については、行政の立場ということで、守るべき法にのっかってやるということが前提にあります。それをクリアできればそれはできることではあるかと思えますけれども、その必要性について、この前も言いました。犯罪が起きてからの追跡、犯人を捜すというようなことは、それはもちろんいろいろな事例もありますので、できると思えますけれども、防犯としたときに、犯罪を防ぐという考えをしたときに、どのくらいこれが——結局、カメラがあるからしないというようなことだろうと思うんですけれども、そうなったら、その追跡もできないわけですよ。だから、カメラをつけたことによって犯罪を防げるというのは、それはもちろん我々も期待をします。だから、子供のところはできるだけ子供が犯罪に巻き込まれないという思いではやりたいというふうに思っています。ただ、どの辺につけられることを想定されているかはわかりませんが、そこに人が通る、家が映る、誰かと誰かが話をする、そういうことが日常的に24時間365日記録をされるわけですね。だから、その辺のところは少し慎重に考えていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、今、諸石議員が言われる、どこにどうと言われれば、そこで具体的なそういうハードルもあろうかと思えますので、必要ならそれをクリアしていく、それはできるのかなと思います。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

そうですね、いろんなところの考えをはせられる、私も考えております。そういった中で、先ほど御答弁の中にもありました、24時間そのところが映し出されて、そこで会話をされている方々、それはありますけれども、しかしここで、やはり先ほど申し上げました大町町の設置する防犯カメラの運用に関する要綱の中で、しっかりとその管理責任というのを定

められてあります。だから、24時間映っておると、例えば、私映されて、それが、のべつ幕なし、第三者、ユーチューブとか、そういうのに出るとか、そういうことは絶対ないような、しっかりと管理をなさいよというところでこの要綱が定められておるのだと思いますので、今、町長がおっしゃられた、こういう場合もあると。24時間映されて、ちょっとそこら辺、プライバシー云々侵害をする可能性、そういうところも考えられるというのは、そのためにこの要綱が定められているのであって、その点はしっかりとこれで補ってあるという認識でいっていただければと思います。

3つの私質問を今回しておりますけれども、全てのところに1つやっぱり関連がありまして、先ほどのお話の中で、どこにつけるかという、そういったのとか、あとは防災の、犯罪が発生したときの事後の調査、そういうものには役立つけれども、防犯というところでは、防ぐというところではなかなかちょっとはっきりと確証が持てないということがございましたけれども、今おっしゃられているのは、そこに防犯カメラがあると、それじゃ違うところとか、そういったことも考えておられるのかもしれませんが、町の中に1つとか2つだと、やはりそういうこともあるかもしれません。

今回、先ほどお話しした新町地区、私も新町地区さんのことをこの質問の中で言わせていただいたんですけれども、旧長崎街道沿いの公民分館ですたいね。そこで、やはり人の往来もある、車も通る、そして、通学路ではないけれども、通学する。昔で言う裏道というふうに言うておりましたけれども、あそこ結構、子供さん方も通ります。そういったところに設置してある。そういったところに各所設置ができれば、やはりここだとカメラに映っているから、それじゃ、ここんところでやろうとか、メインのところ、人が集まる、人が通る、そういったところに何か所かつけていただけると、そういった抑止、そして、防犯カメラをつけるに当たって、白石地区の防犯カメラの設置補助要綱にもありますけれども、これはちゃんとそこに防犯カメラがありますよという表示をしっかりとしておいてくださいと。そういうことありますので、やはりその通り云々、安全になるのではないかなと考えます。

そういったことを含めて、この1問の1項目め、ちょっと私も町民の皆様方の防犯という意味で安全を願ってこういったことをお話ししているのでありまして、それは町長も行政執行部も同じだと思います。ただ、そういうところで安全対策として前向きに考えていただければと考えております。

これの2つ目のところ、学校、ひじり学園の、今回、保護者さんからも請願書が出ていて、

そして、結果として来年度をめどに、保育施設、ひじり学園学校施設に防犯カメラを設置する考えであるということでもございました。これは大変ありがたいことでもございます。ぜひともこれが子供たち、そして親御さん、そして、地域の方々の安心につながるような運営、運用をしていただければと思います。

そして、今度は3つ目、この防犯カメラ、各自治会とか、そういったところ、団体が設置したいというときに、町としての独自の補助制度、これを町民の皆様の安全の確保という捉え方、地域における防犯という捉え方をされて大町町独自としての補助金創設等を考えておられるかというところで、今の御回答では、町としては今のところ考えておられないというところでよかったですでしょうか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

ちょっと済みません、先ほどに戻りますけれども、町がそういう規定を、要綱をつくって、防犯カメラを設置するというふうな規定でありますけれども、私が言っているのは、映される側ですね、映される町民の皆さんの側に立ってみたときに、プライバシーとか、肖像権とか、基本的人権が問われるということで、少し慎重に取り扱っていかなければならないんじゃないかなというふうに思っているところであります。

そして今、補助制度のことについてですけれども、補助については、町で別につくるということは今考えておりません。これはもしつけるとすれば、白石の防犯協会の制度があります。それについては、町のほうで負担金を出しておりますので、町から出た部分で3町同じ条件で防犯カメラを普及していこうというような考え方でしておりますので、町で別につくるということでは今のところ考えておりません。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

この白石地区の防犯協会カメラの設置補助金ですね。以前、何年か前35万円ぐらいつけてありました。今がちょっと予算的に減額されて、大分ちょっと縮小されている。それをやはり、白石、福富から入る、有明も入る、そして江北、大町というところで運用させていただく補助金として対象となっているわけなんですけれども、ちょっと金額的に、例えば、今も、

今回は大町新町地区がそれを活用されました。今、白石地区で1つ相談があっているというところで聞いております。そうした場合、こういったところで世の中ずっと防犯に対する意識、防犯カメラの有効性、そういうのが上がってくると、やはり需要もおのずとふえてくるのかなど。やっぱり事例がそうやってできると、あ、こうやってクリアして新町地区つけられたんだと。それじゃ、うちもやっぱり安全・安心、そういったところでつけようというところはふえてくると思います。そういった場合に、白石地区の防犯協会の予算、これに対する予算というのはそういった限られたものでございますので、その中の防犯協会の一会員といえますか、大町町もそうだと思いますので、そういうときに予備費の中からちょっと運用していただくとか、ふやしていただくとか、そういった、例えば、つけたいと言っても予算がないからちょっと3年待っておかにかんよとか、そういうふうにならないように、なるだけそうやって地域の防犯に対して一生懸命やっている自治会、そして商工関係だったり、そういったところがあったときは、ぜひともそこに働きかけを大町町としてもしていただければと考えております。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

白石地区の防犯協会については、大町、江北、白石町で構成をしております。そしてその中には町民の方も入っておられますので、そういう中でいろいろな意見があるわけです。そこで対応していきますけれども、もちろんこの制度が認知されて希望者がふえるということになれば、当然、予算のほうもふやしていかなければならないと思っておりますし、それは3町でまた話をして、増額ということも可能であるというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

ちょっと1つつけ加えまして、新町地区、自主防衛の意味でつけられたところのカメラ、ちょっと私は小耳に挟んで、いやあれは公民館の遊具等がちょっと器物破損等で一回被害に遭ったからそれを監視するためのものだよというのを、何かこう間接的にそういった話になっているというのをお聞きしましたけれども、これはひとつここで正式にちょっと皆さん認識をいただきたい。あれは公民館、見ていただけると、私も実際ちょっと管理者の方々、

これは守秘義務ありますからそれはしっかりと。公民館側から道路に向かって、道路もしっかりと映してあります。この白石防犯協会のカメラ、補助金の中でこの定義として、犯罪を未然に防止するために、主に道路を撮影するために固定して設置される映像を撮影装置でという防犯カメラの定義がしっかりうたってありますので、そこはあくまで地域も含めた、そういった防犯の意味で設置してあるということを御認識ください。

この1問目についてはこれで質問終わらせていただきます。学校への防犯カメラの設置は非常にありがとうございます。

では、2問目に行かせていただきますが。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

それでは、2つ目の事項に移らせていただきます。

こちらは保育事業についてでございます。大町保育園のことでございますけれども。

ことし3月の定例議会一般質問の中で、保育施設における待機児童対策に関して私質問をさせていただきました。それに対し、執行部のほうから、基本的には、待機児童を出さないよう、受け入れ体制を整え、できる限りの対応をしていくと。令和元年度——ことしでございます——は、縦割りによる保育を行い、待機児童の解消に努めていると御回答いただきました。この姿勢と取り組みに関して一議員として一定の評価をさせていただきました。今後、令和2年度以降のこととなりますが、大町町は、移住・定住を奨励し、さまざまな施策の中、アパート建設補助新設等によりさらなる保育への需要が見込まれる可能性があると考えております。学校北側に建設中のアパートも既に完成しており、建設補助対象としては29戸、全体で46戸の戸数だと聞いております。子育て世代の需要も見込まれ、町としてもさらなる保育の受け皿整備が必要となると考えられます。このことに対し、前回御回答をいただきました。受け入れ体制を整え、できる限りの対応、その部分で今後の対策として現在取り組まれていることがあればお聞かせをください。

また、大町保育園におけます保育士の方々の労働環境についてお尋ねいたします。

ここ数年の決算の比較から、児童福祉施設費の時間外勤務費が年々上昇傾向にございます。つまり、保育士職員の方々の時間外労働、昇給もそこ、含めましょうけれども、時間外労働がふえているということでございます。この上昇傾向の主な要因と保育園における保育士の

方々の現在の労働状況をお聞かせください。

また、これに関連しまして、前回は申し上げましたが、保育を受けられる方は低年齢であるがゆえ、自己防衛能力等に乏しい。幼児を安全にお預かりする上で、まずは保育士の方々の健全な労働環境の整備が不可欠であるという観点から、これら保育士の方々の時間外労働の縮小への取り組みはなされているのかをお聞かせください。

以上、2点についてお答えをお願いします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

保育事業についてということでお答えをさせていただきます。

令和元年度の大町保育園入園申し込み状況は、本年度と同じように、3歳未満児において定員を超えている状況であります。本年度においても、未満児数が多かったところではありましたが、未満児クラスの縦割り保育を行い、待機児童の解消に努めたところでございます。

また、来年4月には、町が誘致した株式会社ヤクルトが運営する3歳未満児を預かる小規模保育所が開園されることになっております。令和2年度募集の際に、保護者の方に小規模保育所の御案内もさせていただいたところで定住・移住を促進する中で、今後さらに保育の受け皿等の対応が懸念されますが、今回の小規模保育所の誘致も受け入れ体制を充実させていく上での対策の一環として期待をしているところでございます。

次に、時間外勤務手当の上昇の要因ということですが、平成26年と平成27年を比較しますと年額64万円の増、職員も1人ふやしております。翌年度では年額1万円の増。平成28年度と平成29年度は職員を2名ふやしております。そういう中で年額23万円の増。平成29年度と平成30年度の比較では年額62万円の増となっており、職員をふやしたことや人事院勧告による人件費の増、あるいはその時々の方々の園の行事の準備等によるものと考えます。最近では保護者の方も保育士と一緒に子供たちのために一生懸命行事の運営にかかわっていただいておりますので、熱も入り盛り上がっているのは喜ばしいことだと思っております。

ちなみに、保育園の職員の時間外勤務時間は、平成26年と平成27年を比較しますと、1人当たりの時間外勤務時間は月約20分の増、前述のとおり、職員も1人ふやしております。翌年度は月10分の減。平成28年と平成29年度は職員を2名ふやしましたが、月1時間の増。平

成30年度は1,947時間で職員1人当たりの平均にすると81時間、月6時間46分となります。前年度と比較した場合、1人月20分余り増ということになります。

大町保育園では、町、保育士、一丸となって子供たちの健全育成や安全を第一に考え、保育士の配置や運営上の創意工夫、知恵を出し合い、ローテーションを組んでおり、土曜預かりや早朝延長保育に取り組んでおります。これらのことをもって、保育士の労働環境の悪化に及んでいるとは考えておりません。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

2つの関連質問の中で、先に保育士の方々の労働環境のことで再質問させていただきたいと思います。

先ほど最後の答弁の中で、保育士の方々の労働環境が悪化しているとは考えていないということでした。

ちょっとそこはいろんなことを調べられてのことだと思います。私も時間外勤務手当、児童福祉施設費、そこを平成26年度から、平成26年度が222万1千円ですか、そして、職員等のそういったふやした云々もありますけど、これはあくまで時間外勤務手当の部分ですので。そして、平成30年度372万9,668円、150万円あたり、平成26年度、5年前から比べれば、そういった上昇をしております。職員の方がふえれば減少していくんじゃないのかなという、基本的には、これはあくまで時間外ですので、そういった考えが私は及ぶんでございますけれども、これに対して、私、質問の中でも今の保育園のそういった保育士の方々、園児の方々、傾向、状況、そこもちょっと教えていただきたいなと思って質問したんですけど、現在、大町保育園では、縦割り保育も行われ、平日朝7時から夜7時までお預かりをする、土曜日は、朝7時から夜6時までお預かりをされております。これは平成26年度から比べて平成30年度、今、令和元年の傾向でも結構ですが、預けられる時間と、これは平日7時から6時までで、6時から7時までの1回100円、延長として保護者の方がお支払いをされている、そういった内容ではないかと思っておりますけれども、平成26年、それから平成30年を比較するとどういった傾向にあるかを、ちょっと担当課の課長からお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三谷英史君）

子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（古賀恵子君）

お答えいたします。

時間外勤務手当がふえているのは、申し上げたように、保育士がふえている、職員がふえているというところで。

それと、町長の答弁にもありましたように、職員の会議とか、そういうところで増加をしているところです。（「反問で聞いてください。どういうことを聞きたいのかというのを。済みません、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

私の質問趣旨がわからなければ反問で、諸石議員、どういうことを聞きたい、もうちょっと詳しく言うてくれとおっしゃってください。

○議長（三谷英史君）

諸石議員、そいぎもう一度質問を。

○7番（諸石重信君）

今、時間でお預かりされている。極端に言えば、実例を言うならば、保護者の方が預ける時間が以前よりも長くなったとか、そういった傾向があるのかということをお尋ねしたいわけでございます。例えば、以前は朝7時から大体6時ぐらいまでで終わったけれども、今もう7時までフルで、そして、土曜に至っては、今、土日、週休2日ですので、土曜日は預ける方は余りおられなかったけれども、土曜日でも多くなったとか、そういったことでございますので、そういった傾向をお聞きしたい。

○議長（三谷英史君）

子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（古賀恵子君）

お答えいたします。

議員が質問で言われたとおり、保育時間は長くなっております。平成27年度から朝の7時から夕方7時までには延長になっております。それと、土曜日朝7時から6時までには延長に時間がふえております。それで、土曜日のほうが、やはり働き改革もありまして利用者もふ

えているところです。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

全体の中で、最後の土曜日が働き方改革の中で保育園を利用される方がふえておられるというのは、ちょっと逆行した考え方かなと。働き方改革で一般の方々は職務、土曜日なるだけ時間外を減らして負担がふえないように勤務時間を短縮すると、そういったことで政府的には働き方改革やられている。そして、家庭と触れ合う時間も増やすというところの中で、土曜日の保育園に預けられる数が、時間がふえているというのは、ちょっと逆行した考え方かなと思いますので、また、働き方改革のほうは余り関係ないのかなと。今ちょっとお聞きしたことで、やはり保護者の方々が預けられる時間がふえているということではないのかなと思います。ですから、ここで言いましたお子さん方は、やはり自己防衛能力も低い、そういった方を安全・安心にお預かりする上でしっかりとした保育園としての対応をしていただかなければならないと。そして、そこに対してやはり保育士の方々が疲れ果てて、長時間というか、残業時間も増えるといった状況ですと、本当に非常に責任の大きい職務だと私は考えております。やはり大町町の方々、他地区の方もおられましようけれども、お子様を安全にお預かりするといったところで、これに対して町の運営する保育園というものは、やはりそこら辺、職員の方々の健康状態、労働環境、そういうところもしっかり考えて運営していかなければいけないのではないかなと私考えたから、こういった質問をさせていただいたわけでございます。

それでちょっと1つ、前回は職員さん、正職の方を入れる、そのときに子供さんもやはり出生率とかで変動する可能性が非常にありますから、縦割り保育というところでアイデアを出していただいて、保育園さん、もうシフト制にして、7時から出る方、8時半から出る方、3通りぐらいあられると思います。そして、何時までというふうな感じで、そういった運営をしてありますけれども、縦割り保育、だから、1歳児と2歳児、ちょっと合同的な、そういった見方をするとか、一般に聞いていられる方はなかなかわからないので、ゼロ歳児さんには3人に1人保育士さんが必要であるという決まりとか、2歳児さんには何人とか、そういう規定がありますので、そこに対して職員さん、やっぱり張りつかせにゃいけないと。それに対して縦割り保育というのをされていますが、今の町保育園の建物、園舎の中身、

部屋がずっと区切っておりますけど、あれもやはり縦割り保育をされる上で整備する必要があるのではないかなと思いますけど、それは町長いかがでございますか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

先ほども申し上げましたけれども、縦割り保育をしているのがゼロ歳から2歳までということで、3、4、5歳児については小学校に上がる時の先輩、後輩ですか、そういうところが少しもう希薄になるということもあって、小さいときは縦割り保育、みんな一緒に見ろうというふうなことで今やっております。そうしたら、保育士の人数が余裕が出てくるということで、目も行き届くということでございます。そういう中で、ゼロ歳児から2歳児の部屋については、少し壁を取ったりして監視できるような形で目が行き届く形でしていかなければならないと思っております。今のところはそれで、今の状態でやっておりますので、ただ今後、壁の改装等も考えていくこととしております。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

そういったお考えであれば、どうぞよろしく願いいたします。園児さん、保護者さん、そして保育士の方々が、やはりお互いにいい環境であられるようにですね。

ちょっと1点目のところに戻らせていただきますけれども、受け入れ体制を整え、できる限りの対応ということ、そして、今回ゼロ歳児から2歳児さんまでを、これは一企業さんのそういった保育施設を建設されたところと協働でそういったところを運営していくと。協働といいますか、というところで非常に受け入れ体制を整えるというところでは頑張っているという評価をさせていただきます。そこでも、向こうは一般企業ですので、やはりある程度園児さんがいないと運営というのが、大町もそうですけど、運営というのがあるんですけど、その現状今どうでしょうか。民間企業の保育所を希望されている方は——今もう募集終わっていると思うんですけど。

○議長（三谷英史君）

子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（古賀恵子君）

現在、未満児の1歳児を3名、第1希望で希望されている方がいらっしゃいます。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

それだったら、そういった希望、そしてまたこちらからも促して、あちらの運営もしっかりしてもらって、やはり大町町だったり、そのお子さん、町の施策としてやっていただけるとありがたいと思います。

そしてちょっと最後、いろいろ残業等云々なんですけど、保育士さんを補充するという考え方はあるのかを町長お願いします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

延長保育について、保育士をふやしたからその時間が減るということはないと思います。例えば、6時までが普通に預かると。7時の部分だけを誰かがしてもらえれば少なくなると思うんですけども、どうしてもローテーションでいくと、やっぱり充実させるということもあって、簡単にはふやしたから時間外をとということちょっと効果はどうかなとは思いますが、先ほど職員がふえたのに時間外勤務手当がふえているという、ちょっと矛盾しているんじゃないかというふうなこともありましたけれども、実際今私もそういう期待をしておりますけれども、現実的にはふえているということで、先ほど言いましたとおり、今、保育士と保護者の方が一緒になっていろいろされるわけですね。土日出てきたり、夜残業をしたりしてするわけで、ちょっとみんなでやろうということになるもので、どうしても職員も一緒になってやると。それがふえたから半分だけおって半分帰るということがなかなかできない。皆さんが担当を持っておられるものでですね、ということだろうというふうに思います。そういう中で、来年度についてはもう採用を今はしておりません。再任用という形で保育士が減らないような形でしていきたいと思っております。そして再来年度は、また園長等ともお話をしながら、ローテーションを考えながらどうするかということを考えていきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

諸石議員。

○7番（諸石重信君）

ちょっと時間もありませんので、このことに関してやはり担当の方を初め、町行政としてしっかりとそういった機関の実情、働いておられる方、もっとそういったところに注視していただいて、そして、なるだけそういういい労働環境というのが、大町町の人が、あ、大町町の保育園いいなというふうに、そういうところにつながると思っていますので、しっかりと注視して、今後も私も考えますけれども、考えていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（三谷英史君）

4番鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

皆さんおはようございます。4番鶴崎です。議長より登壇の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行いたいと思います。

まず質問に入る前に、8月の豪雨により被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、これより一般質問を行います。今回は8月の豪雨災害の対応と検証について質問をいたします。

8月28日の豪雨につきましては、大町町では経験したことのない豪雨により多大な災害が発生をいたしました。しかしながら、山口佐賀県知事の英断により、いち早く自衛隊の派遣要請をされたり、大町町に県の総務部長を初め、多くの県職員を派遣していただきまして、災害時の一番大事な初動対応ができたことにつきまして心よりお礼を申し上げたいと思います。また、町の職員につきましても、自分の家が被災された方もいる中で、町民のために昼夜問わず災害対応に追われている姿を拝見し、頭が下がる思いでありました。こうした中、3カ月半ぐらいの月日が過ぎたわけではありますが、町長として災害時の対応並びに今回の災害の検証につきましてどのようになされたのか、質問をいたします。

また、今回の豪雨により排水機場の数が足りていないと思いますが、新たな排水機場の建設について考えられないか、お尋ねいたします。

以上、2問につきまして質問をいたします。時間の制約もありますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

鶴崎議員の御質問ですけれども、どのような対応と検証をされたかという1番目の質問でございます。非常に答弁に苦慮するわけですけれども、今でも災害対応はやっておりますので、どの部分をどうお答えしたらいいのかというのがちょっとなかなかわかりませんが、簡潔にということでしたので、28日の発災当時のことを中心に答弁をさせていただきたいというふうに思います。

8月の27日大雨警報が発令されて以来、28日の災害発生、今日の復旧・復興ということで対応しておりますけれども、気象庁の大雨警報が8月27日午前9時43分に発令をされております。

災害情報連絡室を当然設置するわけですけれども、警戒に当たっておりましたが、一時的には強く降りましたが、長く小康状態が続いておりました。ところが、28日午前3時過ぎぐらいから急遽激しい雨に変わり、午前4時には災害対策本部へ移行をし、職員を招集、そして、情報収集のためのパトロール、巡回を即刻指示しております。午前3時から午前6時までの雨量、3時間雨量は221ミリと猛烈な雨を記録したわけですけれども、その間、避難をしたいという避難者、避難希望者が電話であり、洪水、小規模な土砂崩れの報告もっております。まずはその対応に向かわせました。

そのような対応の中で避難指示の必要性が迫ったと判断をしましたが、暗いうちの避難移動は、特に水害の場合は危険きわまりないということで、避難中の被災を防ぐために、まずは午前5時25分、消防署、消防団、警察署等へ連絡をして、午前5時35分に全区長に避難指示命令の事前連絡を行うとともに、周辺の状況を報告していただき、夜明け直前の午前5時40分にサイレンを吹鳴した上で避難指示を町内全域に発令しました。あわせて避難所を3カ所にふやし、それぞれに責任者を配置し、避難者の受け入れ体制を整えております。避難所には最大で、御承知のとおり401人、235世帯の方が避難をしてこられております。

さらに、午前5時50分に気象庁からサイレンとともにJアラートによる大雨特別警報が発令をされ、その後、またパトロール班から町内各所の浸水の報告があり、区長へ事前連絡をするとともに、午前6時30分に各所で浸水、そして、2階への垂直避難をしてくださいという旨を加えて、町内全域に2回目の避難指示を発令し、重ねて避難を促したところでござい

ます。この間も土砂崩れの連絡があっており、町内建設業で構成する大建会へ支援要請をしましたがけれども、ほとんどの建設業者さんが被災をされているということで、地区別に職員をグループ分けし対応を指示、ポンプ場稼働状況も確認をしております。また、ケーブルテレビ等のマスコミへも連絡を徹底させ、情報発信に努めたところでございます。

そして、午前6時50分に佐賀鉄工所の油流出の報が町民の方から入り、確認のため電話をしましたがけれども、通じなかったということで職員を向かわせ確認をしております。

午前7時15分、要支援者の情報把握を指示し、午前7時20分に町北部は被災されていないところが多いということで、現状を知っておられない方もおられますので、がん検診中止の放送や学校休校、そして、保育園休園を職員の方へ連絡の指示、その後も浸水や道路の陥没等の報があり、避難支援も継続、そして、現場対応に追われておりました。

7時45分には佐賀鉄工所と連絡はとれましたけれども、油流出が拡大しているということで、下瀉、中島の区長に連絡をしております。消防署も出動しながらの対応でありましたが、なかなか収束できないということで、町も今所有しておりますオイルフェンスとオイル吸収マットを運搬し、流出箇所で作業を行わせております。

午前8時25分に避難者状況の把握、そして、これには美郷や公民館、学校のほかに、本町公民館や宮浦町公民館、そして中島公民館、順天堂病院、6部消防倉庫にも避難されているとの情報があり、確認をしております。

8時45分、全避難者や在宅避難者に朝食準備、緊急的に備蓄のアルファ米、乾パン、水を配給しております。

午前8時50分に浸水地区の垂直避難をされている避難者救出のため、ボート出動を指示しております。

そして、午前9時に佐賀鉄工所へ連絡をとり、六角川への油流出防止を徹底してくださいという要請をしております。

午前10時30分に、オイルフェンス、オイルマットが不足をしており苦慮しているということで、県に連絡し、確保を依頼。そして、武雄、江北、白石町へオイル漏れの件を連絡しております。

午前10時43分に、町職員によるボート班と搬送班が人命救助を開始。後に江北町から借りたボートも加え、2そうで活動しております。

午後7時20分ごろには、海上自衛隊や緊急消防援助隊の応援を受け、翌日まで被災者の救

援活動を行っております。またこの日は、午前7時過ぎにはちょっと雨が小康状態になりました。また、7時40分ぐらいまでは水位が減ったということでしたけれども、大町町の場合、二、三時間かけて山に降った水が下のほうに流れてきますので、その勢いがとまらなかったということで、町内5カ所のポンプはフル稼働の状態でしたけれども、その後水位が上昇し続け、午前11時に下瀉ポンプ場の操作人から、操作室付近まで浸水してきたと、浸水により感電のおそれがあり身の危険を感じるということで、ポンプの電源を切って退避するという旨の連絡が入りました。私としては、六角川堤塘のほうへ避難するよう指示をしております。

そして、午前11時12分ごろにポンプを停止させ退避したと、その後の聞き取りでは確認をしております。これは11時12分ごろポンプの停止です。

さらに、午前11時20分にボタ山西側斜面が崩落しているとの連絡があり、至急、職員を現地に向かわせ確認をしたところ、大規模崩壊であることから3度目の避難指示を発令し、ボタ山周辺の7地区の住民の避難指示を呼びかけ、避難されない方もいらっしゃいましたけれども、その後ですけれども、その方たちには直接訪問をして説得、そして、対象区全員の避難を完了したところでございます。

それから、9月4日に避難指示を解除しました。そして、10日が油除去の緊急対策作業の終了ということでございます。

それから、10月6日に自衛隊の撤退式、20日が避難所の閉鎖。これは、避難所には町が開設している避難所の避難されている方はゼロになったということで閉鎖をしております。

そして、10月24日に、これまで災害対策連絡協議会ということで61回してございましたけれども、これを避難所を閉鎖したということで、災害復興連絡会議と変更をし、今13回の会議を重ねているところでございます。

それから、災害の検証についてということですが、現在、職員の意見も含めてさまざまな意見を集約したいと思っております。まだ検証中ということで御理解をいただきたいと思っております。

開会日にも申し上げましたとおり、今回の豪雨災害をつぶさに検証し、新たな地域防災計画策定に役立てていきたいと考えております。現在、国土交通省や佐賀県との協議を進めております六角川水系の防災・減災対策や学識者懇談会の意見も反映させていかなければならないと考えております。

次に、新たな排水機場の建設ということでございます。

現在、国土交通省、それから佐賀県、気象庁、六角川水系の3市3町で構成をします令和元年8月六角川水系の水害を踏まえた防災・減災対策協議会を設置して、六角川流域の地域特性、氾濫特性を踏まえた実効性のある防災・減災対策を検討しております。

その中で、域外から——町外ですね、山も含めてですけれども、域外から流入水量、そして方向を含めて国土交通省において調査をしてくださいということで依頼をしております。その結果を踏まえて、根拠を持ってかつ地元の理解を得ながらポンプの要望をすべきはしっかり要望していきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

詳しく説明ありがとうございました。私も議員の仕事として災害時に何をすべきかというふうに考えたときに、やはり町民の声を行政に伝えることだと考えまして、町民の声を行政に伝え対応していただきました。

まず最初は、災害発生後にごみ袋が足りないということで、ボランティアの袋を出していただけないかということで、担当課にすぐ連絡してすぐ対応していただき、無料でごみ袋の支給をしていただきました。

次に、後片づけがもう高齢でできないとかいってボランティアの派遣をお願いしたいということで、これも最初少し手違いがありましたが、実施していただき、それから風呂です。これも自衛隊の皆さんが避難所の2カ所に設置していただき、避難されていない方も利用できて非常に感謝をされておりました。本当に被災された皆様方は、自衛隊の皆様並びにボランティアの皆様は神様に見えるとおっしゃって、非常に感謝をされておりました。議会初日に、町民の自助、共助につきましては、ワンチームとして十分機能したという町長の報告がございました。

そこで、公助の課題というのが、多分、町長みずから出てきたんじゃないかと思いますが、公助の課題について気づいた点があったら教えてください。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

こういう災害が、災害前はなかなか自分のイメージで、どこの首長さんもそのイメージを

持ってされるんですけども、災害が発生してからは非常に難しい面もあります。ただそこには、想像力とか発想力が必要だと私はちょっと思ったわけですけども、今回の災害を踏まえて、いろいろな共助、そして自助は、本当に町民の皆さんやっただいて助かりました。

公助については、これはもう今まで何回か申し上げたと思いますけれども、阪神大震災の瓦れきに埋もれた方のうち助かった方にアンケートをとられております。その中の30%は自助、自分で脱出してきたということでございました。そして、60%は共助、もう周りの方に助けられた、知人が来てくれたとか、そういう形で生還をしましたと。そして、公助については2%ということで、非常にこの公助というのの力をちょっと考えるわけですけども、我々も町民の皆さんを守るという思いで100%の力を命を守る方向に集中するわけですけども、それでも2%だということを実感しております。そういう中で、やっぱり自助、共助の大切さというのを今後も町民の皆さんに呼びかけていきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

私今回で感じたのは、やはり情報の伝達だと思うんですよ。防災行政無線の限界、まず、避難指示も、これは機械の放送ですよ。行政無線、機械の放送でしょう。実際個人で放送されたんじゃないでしょう。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

避難指示については肉声で放送をしております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

わかりました。

それと、消防車で避難指示を回られたと聞いておりますが、事実ですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

消防車で避難指示に回られたのは、自主的にやられたんじゃないかなと思います。私のほうから指示はしておりません。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

消防車で避難指示を下潟地区がやられたと聞いたんですよね。それが中島地区がされていないということで中島地区の方が不満に思われていたという声も聞いたので、これは自主的に消防団のほうでされたということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

それと、被災された方々の区長への情報提供、これはどんなになっていますかね。（「もうちょっと詳しく」と呼ぶ者あり）

もうちょっと詳しく説明します。実際的に、今度被災された区の方々が、区長が全体的に把握ができていないということで、役場から文書が来ても、被災された方に配ってくださいという文書が来るらしいんですよ。それは自分も把握できていないので、情報提供も受けていないということで、せめて区長ぐらいには被災された方々の情報提供をすべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

事務的なもう少し配慮が必要なのかなと思いますけれども、一応、担当者を含めてですけれども、できるだけ被災の程度を個人情報として扱うということだろうと思うので、程度は別にして、被災者名簿をつくるのはちょっとどうでしょうかね。その辺とかはまた担当と話をしてみたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

それはもう前向きにお願いします。

それとあとグリーンコープで配食サービスをされておりましたよね、今もされていますかね。それで、実際的に、今、被災された方々のリフォームが始まっておりますね。それで

やっぱり2月、3月ぐらいまでかかると言われているんですよね。それでちょうど台所の改修をするときに調理ができないので、外食をせにゃいかんというような状況で、グリーンコープ等の配食サービスがあったというのを知らなかったということなんですよね。だから、その辺のやっぱり情報提供も漏れていたのかなと思います、いかがですか。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えをいたします。

今、そういう被災地のほうにグリーンコープさんに入ってもらって食事も提供してもらっていますが、今はちょっと町のほうもローラー作戦ということで、ボランティアさんを中心に被災された床上以上の被害があったところを全件回って、食事ができないとかお風呂が利用できない、そういう分もずっと把握した中で一応今後もそういうふうな支援に努めていきたいと考えます。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

排水機場のポンプの停止の件なんです、これは新聞にも載っておったんですが、新聞報道とは別に私は操作員の方とお話をさせていただいて、11時23分に下潟の排水機場の停止を行ったということで、町のほうから、担当者の方から指示があったということで聞いておりますが、ちょっと町長の答弁と食い違う点がございしますが、担当課長、この辺の指示というのは担当課のほうでされたんでしょうか。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

ポンプの稼働停止の指示については、国交省から要請がありまして、その分については要請がありますよという電話連絡をしております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

ちょっと町長の答弁と違うんですよね。本人もやはり町のほうから指示があったので、とめざるを得なかったと。どうしてかという、やはり国交省のほうは、佐鉄の油が流れてきたから六角川に流入しないようにポンプを停止しようということなんですよね。そしたら、ポンプの操作員さん自体は、テレビもないし、情報も入ってこないんですよね。そういう状況の中で佐鉄の油が流入したということはわからないということで、何らか指示がないととめられませんよということでした。

それともう一つ、樋管の水門をずっと現場樋管のほうから閉められていますよね。これは自動車学校の柏木樋管までですかね。あそこ4つぐらい水門閉めたんですかね。

それと、水門を管理するのは町じゃないんですかね。最終的な決定は町でするんじゃないですか。国交省が勝手に閉めていいんですかね。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、私の答弁と食い違うという点ですけれども、あの下瀉ポンプの作業員さんは2人おります。そして、新聞等でお答えをされた方が1人いらっしゃいます。それと、もう一人の方が言われているのが違うわけですよね。だから、新聞でお答えされた方にお聞きされていると思います。私は職員のほうどっちも聞いてその辺をちゃんと定かにせろということで指示をして、結果、11時23分に自分たちは出て時間を確認したと。1人は、私が言いました堤防に逃げたと、1人は家に戻ったと。この辺までつかっておられたらしいです。そういう中で最終的な確認をしたところ、もう一人の方、取材をされなかった方の話が本当ですよ。自分たちはちょっとそのときパニック状態か何かわからない、ちゃんとした意識、記憶の中では答えられなかったというのは聞いておまして、23分というのは、出て確認した時間です。その前にとめて出てきておられますので、とまったのが11時12分だということで本人さんとも確認をしております。

だから、私が言ったのがというのは、私がポンプの停止を指示もしておりません。自分たちが命の危険を感じたと、とめておかんと、逃げる途中に上がってきたときに感電死するわけですよ。だから、とめて逃げたというのは後ほど聞きました。ただ、逃げるというのはその前に聞いておりましたけれども、とめて逃げるというのはその後ちょっと若干ずれて聞きましたけれども、すぐ操作できるように堤塘のほうに一時避難してくださいと言うつもり

でございました。ただ、その後すぐに浸水したということでございます。

それから、先ほど町から指示があったからとめたというようなことでしたけれども、そこもその職員に確認をしましたが、電話通じらなかったと。国交省からそのまま農林建設課のほうに話行ったんでしょね。私は事務所長にとめないと言っていましたので。私は町民の命を第一に考えるので、とめないということをおっしゃっていましたので、多分、国交省のほうは直接もう担当課にかけたんじゃないかなと、それは想像ですけれども。そこで受けた職員が電話をしましたが、通じなかったというふうに聞いております。だから、本人さんは実際聞いておられるのかどうかわかりませんが、そういうことでした。

それから、ポンプもこの前新聞に書いてありました。最終的な決断は町にあるとありましたので、当然私の判断でできるとおっしゃいます。

それから、樋管については国交省が閉めて回ったということで、その辺のところは私も会議の中で町にちゃんと私に許可なり——あれ停止命令でなく要請なんですよね。要請なんですけれども、要請をちゃんとしてくださいということは言っております。ただ、この前の検証の中では、そのときはもう水も満杯だったので、あけておいても効果はどうだったろうかという意見は国交省なりに持っておられると、だから閉めて回ったというようなことは聞いております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

そしたら、その水門を閉めたのを知ったのはいつですか。

○議長（三谷英史君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えします。

いろいろと対応に追われていて、正確な時間はわかりませんが、午後4時過ぎに電話がかかってきて、閉まっているということで柏木樋管に私と職員が向かって、閉まっているので、操作員さんがあけていらっしやったので、そこを我々も手伝ってあける操作を手伝った事実はあります。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

被災された下潟地区とか中島地区、大黒町も恵比須町もなんですが、町民の一番の不満はここなんですよね。この内水氾濫ですよね。実際的に朝7時ごろもう水位が減ってきたんですよ。だから皆さん、あ、これでよかったなど、安心しておったということなんです。そしたら、だんだん昼にかけて水位が上がってきて、車とか何十台とかつかったんですよね。そしたら、そういうポンプがとまった、水門が閉まったということになれば、当然、内水が上昇するのはわかるはずですよ。そしたら、何でそういう連絡をしてくれないのかというのが、ここが一番町民の方の不満なんです。これが一番不満。行政無線で検診の中止とか、そういうのは聞きました。ただ、そういう内水が今から上がりますよとか水がふえてきておりますという一番大事な情報をどうして流してくれないんだというのが一番の不満なんです。この点については町長どうのお考えですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今ずっとお話聞いておりますけれども、私たちが本部にいて全ての箇所を把握するのは難しいです。ただ、そういう報告もありました。今引いていますよという報告もありました。そして、30分ぐらいしてからまたふえていますよという報告もありました。そこに一番おられたのはその御本人さんたちだと思いますけれども、一番早く情報が得られると思いますけれども、そのポンプがとまったのは11時13分なんです。そのときにもう既にポンプがつかるまで水来ていたんです。私そこは想像しました。そのときはもう大黒町はもうその前に水は来ているんです。大黒町とか恵比須町は8時過ぎぐらいからふえてきたと思います。それは上から流れてきますので。そしたら、これは今回は、国交省にお願いをしているのは、北方のほうから流れてきている水もある、そして原田のほうからも流れてきている水もあって、想像以上の量になっただろうと。ポンプが回っていても浸水するような水量だったんだろうと、これは想像ですので、そこをちゃんと調べてくださいということを言っております。

だから、ポンプがとまったときはもう、南のほうは災害、パニックですよ。我々はそこは一点集中、町民の命を守る、そっちのほうに集中をしております。そういう中では、ポンプがとまったときは既に水は冠水をしていたというふうに私は判断しております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

今後のことだと思うんですが、実際的に検証をされて、下潟地区とかは多分つかっていたと思うんですよ。だから、大黒町とか恵比須町、あっちのほうは、急激になったのは昼過ぎですよ。実際的に私たち回ったときも、通行どめは、最初は町長宅近くの四つ角から先ぐらいやったですかね。その後回ったときはもう五差路、あの辺から通行どめになっているんですよ。何回も議長たちと一緒に回りましたよ。実際的に災害対策本部はできているわけでしょう。そしたら、実際的に現地を回るべきなんじゃないですか。現況を見るために回っていると思うんですよ。それをやはり情報提供しないと、町民の方はここが一番不満なところですよ。それだけは報告しておきます。

それとあと、救助の際、ボートが1台しかなかったわけですよ。これも検証ですよ。それで救助がもう順番だから、ちょっと遅くなりますと、私のところにも夜電話がかかってきました。実際、下潟の方から、高齢者2人で昼から御飯も食べていないと、救助をしたいんですがということで総務課のほうにも連絡させていただきました。ただ、ボートが1台しかないの、時間がかかりますと、順番どおり行きませんと。実際的には救助されたのはやはり翌日でした。だから、そういう状況ですので、まず、消防団にゴムボートを用意してくださいということは要望もしておりますけど、その分はもう来年度対応していただくことになっております。

それと今度は、先ほども町長言われましたが、要配慮者の避難行動マニュアルの策定はできているんですか。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

支援マニュアルにつきましては、今後、地域防災計画を見直しますので、その中でちょっと一緒にやっっていこうと考えております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

これは平成25年6月に災害対策基本法の一部改正がされて、実際的に要配慮者の避難行動マニュアルを策定するようになっていきますよね。それ、まだ策定をされていないということで、これは福祉のほうでもされていないんですかね。

○議長（三谷英史君）

福祉課長。

○福祉課長（岩瀬重義君）

お答えします。

福祉課のほうでは災害時要配慮者の名簿の作成、把握はしておりますけど、マニュアルについては地域防災計画のほうで策定をされるものと思っております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

要配慮者の名簿はできているということなんですが、その分についての名簿については、民生委員とか消防団とかに配布されていますか。

○議長（三谷英史君）

福祉課長。

○福祉課長（岩瀬重義君）

お答えします。

名簿については、おっしゃるように、民生委員だとか消防団とか、本人さんの同意がある場合のみ提供をさせていただいております。

なお、現在、同意をいただいている方については極力連絡をとりまして、提供できるように、同意をとるように鋭意努めているところでございます。

以上です。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

災害時要配慮者支援体制構築マニュアル（概要版）というものを持っているんですが、この中では、要配慮者の同意が必要というのは全然書いていないんですが。実際的には、要配

慮者というのは、いろんな方もいらっしゃいますよね。外国人も含めて精神障害の方とかも、結構いっぱい、広範囲な障害者の方がおられると思うので、その同意が必要というのはどこに根拠があるんですかね。

○議長（三谷英史君）

福祉課長。

○福祉課長（岩瀬重義君）

名簿を作成するにはそういう同意を得ることになっておりまして、なお、生命等危険があつて、そういう切迫した状況であれば提供ができるものと理解しております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

そしたら、今回の災害のときには配布されたんですか。

○議長（三谷英史君）

福祉課長。

○福祉課長（岩瀬重義君）

今回については、そういう資料提供はしていません。そういうこともちょっとなかったと思っているので。ただし、福祉課としては、要配慮者の方については電話連絡等をしておりまして、安否の確認はさせていただいている状況でございます。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

わかりました。

そしたら、实际的に要配慮者の避難行動マニュアルの策定を宜しく願いしておきます。

それと、福祉避難所の指定はどこかされておりますか。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

福祉避難所につきましては町内2カ所ということで、裏の美郷ですね、そして、杵島商高

になります。

以上です。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

武雄市の要配慮者の避難行動マニュアルを見ておりましたら、武雄市に16カ所福祉避難所を設定されておりました。その中で気づいたのは、北方町、これは長寿園と杏花苑になっているんですね。だから、大町町もせつかくすみれ園とか敬松苑とかあるので、その辺の検討とかできないか、お尋ねします。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

確かに武雄市のほうでは、そういう施設のほうでの受け入れということを行っておりますが、うちのすみれ園につきましては、御存じかと思いますが、ちょっと土砂災害の危険区域ということで、水害だけで、そういう浸水の場合のみであれば対応可能と思いますが、あと、順天堂さんにつきましても、実際、水害のときについてはちょっと難しいと思います。

あと、それを町外の施設でできるかどうか、これをちょっとこの後また検討はいたしますが、ちょっと厳しいかと思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

それで、今回の災害の検証を踏まえて、防災・減災の町づくり計画を策定するということが町長答弁されたと思うんですが、よろしいですかね。

それと、今度、避難訓練の実施ということで、実際的に順天堂の福嶋先生がテレビに出られて説明されておりましたが、やっぱりいかにふだんの避難訓練が大事かということなんですよね。だからあそこ、順天堂の入所者の方は夜中の3時ぐらいに2階のほうに避難させたということでスムーズにいったということで、非常にこれは大事なことじゃないかなと思います。

それで、大町町内の自主防災組織の地区数と組織率についてお尋ねします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、先ほどの御質問の中で、現場に行くべきというふうな御発言ありましたけれども、本部長としてもう一分たりとも本部を離れるということはありません。だから、職員を巡回させて……（発言する者あり）そうですか。そういうことですので、御理解いただきたいと思います。

それから、要援護者については、今回職員のほうから各人へ電話で状況の確認、把握をしております。

それから、地域防災計画については、今回の災害対応、あるいは今皆さんがいろいろな御指摘されている部分も含めて新たに策定をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えします。

自主防災組織の今、地区数、それと組織率ということで申します。平成29年、平成30年、本年ということでちょっと3カ年推移を見た中で話させていただきます。

まず、平成29年4月1日現在で13地区。（「今現在だけでよか。ちょっと時間が」と呼ぶ者あり）平成30年で15地区、本年が17地区となっております。組織率につきましては、現在で60.85%となっております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

今回の件が非常に熱いうちにこういう自主防災組織をやっぱり各地区組織すべきじゃないかと思っております。それと、いかに避難訓練が大事かということも思っております。平成2年7月2日の大雨のときは、私も職員としておりまして、町長と一緒にボートに乗った記憶もございますが、それらの経験が余り生かされていなかったんじゃないかと思うんですね。それで、8月28日を大町町防災の日として後世に引き継いでいけるよう、8月28日は避

難訓練をやったりとか、防災の講演会をやるとか、そういう日にしたらどうかと考えますが、
どうでしょうか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

私も平成2年の水害のときは職員として鶴崎議員と活動をして、今、そのときのことを知っている職員も少なくなってなかなか教訓がどうかということはありませんけれども、精いっぱい私もそのときを思い浮かべ、また、いろいろなイメージ発想をして対応させていただきましたけれども、確かにそのときが忘れられつつあるのかなというふうに思います。そういう意味においても、この8月28日、大町町にとっては非常に重要な日だというふうに思いますので、それが後世に残るような、そういうイベントも含めてできればと思っておりますので、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

それともう一つ聞き忘れておりましたけど、8月28日の災害のときに避難される方の救助とかされていましてよね。そのときにまだ残された方が結構いらっしまったと思うんですが、食料品の配布とかはされたんですかね。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

そのときは、把握している限りはやっていると思います。そしてまた本人さんがそこにいるという方もいらっしまったので、全員がどうというのはわかりませんが、把握した分は、食料品は提供しているというふうに思っております。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○町長（水川一哉君）

これは自宅のほうにボートか何かで配られたということですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、2問目に移りたいと思います。

排水機場の建設について、今回の豪雨でわかったように、下瀉だけの排水機場では足りないと思うんですね。実際的に六田川、先ほど町長が言われたように、結構、原田のいきから流れて、もう北方からの水なんですよ。これは1時間に30ミリ降ったらもうあそこ、越水するんですよ。そして、国道はつかります。佐賀鉄工所のすぐ東側の田んかと住居はあるんですが、ほかのところがつかっていなくても、そこが一番先につかるんですよ。もうそこが一番つかりますもんね。だから、下瀉までに導水路で行く前に、やはりあそこの佐鉄のすぐ東の現場樋管、あの近くにポンプ場を建設したらどうかと考えますが、いかがですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今御指摘のとおり、あの地区は私の頭の中には、大体時間25ミリが2時間、3時間降ったらつかるといようなイメージを持っております。これについては担当にもちゃんと言って、そういう感覚でいるようにということは指導をしております。今、下瀉のほうにポンプが設置をされておりますけれども、これは農業環境整備保全事業のほうで設置をしたということで、受益面積が田んぼの範囲なんですよ。田んぼの範囲の受益面積あのポンプができております。毎秒7.5トンということになっておりますけれども、今回よその地区から水も来たということで、能力以上の水量だったということで水没という形になりましたけれども、中島のあの地区については、以前からそういうふうに雨に弱い地区であります。今、大町町ではあそこが一番弱いのではないかと思いますけれども、当時、下瀉のポンプではけないという問題がありました。受益地に入っているけれども、その水が入っていかないと。そこは導水道が小さいということもあって、相当地元の方々ともお話をしました。先ほどこのポンプの設置については地元の御理解を得てと言いましたけれども、当時、私がそこにつけたいということを話しましたところ、その地区の方々ちょっと反対だったんですね。そこにみんな瓦れきが寄ってくるということで、当時は反対でした。だから、そこに設置する、しないというのは、やはり地元の方の意見も聞いていかなければならないと思いますし、そこまで受益入っているのです、それは農村関係のポンプにはならんですよ。あと防災関係の事業のポンプになるのかなというふうに思いますけれども、県の事業になるのかなと思いますけれども、そうなった場合、国の管轄になった場合は、なかなか町がとめる、動かすのはで

きないので、どうかなと思うんですけれども、県のほうに行って必要ならばしたいと思いま
すし、ただ、それを言うための根拠としてどこからどれだけの水が来たんだというのを、今、
国交省のほうに調査をお願いしておりますので、それを持って、地元、そして、県なり国な
りに要望をしていきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

何で今言いますかという、国も今回のいろんな全国的な災害で国土強靱化計画というこ
とで補正予算も大分組まれておりますので、今この熱いときに要望等をされて建設すべき
じゃないかと思っております。

それともう一つ、御存じのように、高良川から下って八ツ江樋管、これは県のほうでポン
プを設置してもらっておりますけど、私もいつも大雨のときに見に行くんですが、管底が高
いんですね。だから、ある程度水がたまらないとポンプは上がらないんですね。だから、
その辺の改修についてもぜひお願いをしたいということで、ここは以前は田んなかだけやけ
んがということでそういうことになっておりますが、実際的には江北町の大西地区の家がつ
かっているんですよ。大雨のときに江北の副町長さんがいつも見にくられるんですよ。副町
長は大西からなので、家がつかるんですよ。だから、大町の水が江北町に迷惑をかけてい
るというような状況ですので、ぜひ八ツ江樋管の改修をお願いしたいと思います。いかがで
すか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

高良川の増水については、以前から課題にはなっておりましたけれども、もう私が課長時
代に県のほうにつけていただきました。そして、つけたところ、ちょっと台座が高いという
ことで、江北町のほうに御迷惑をかけていることは承知しております。

そういう中で、今回、六角川水系、防災・減災対策協議会の中で、皆さんがいる中で、土
木事務所、県のほうに台座を低くするよというの申し伝えておりますし、所長さんも
わかっておりますよということは御返事をいただきましたので、もう少し待っていただきた
いというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

よろしく願いしておきます。

それと最後なんです、大町町内、結構小さな水門がありますよね。町長御存じだと思いますけど、学校の中に水門があるのは知っていますよね。これは以前に道金町の田んなかのほうに引くために、あそこ、水門閉めて水を道金町のほうに回していたんですよ。その名残で学校建設のときも水門をそのまま残されております。今回の水害でこの水門は全開されていないんですよ。20センチぐらいしかあいていなかったんですよ。それで、ごみが詰まって大きな木が流れ込んで水が電車道の辺からあふれたんですよ。そして、私の家の裏、田んかも海のようになって、もうすごかったです。だから、こういう小さな水門の管理はどこでされているんですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

あそこの水門については、多分、田んぼに水を回すという水門になっていると思います。今の生産組合のほうで担当なりを決めて管理をされているというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

いや、私はもう担当課に聞いたらどこかもわからないし、そのハンドルすらなかったんですよ。そういうふうな状況ですので、今回を契機にその辺についてもぴしっと管理のほうをよろしく願います。

もう時間もありませんので、あとため池の水量調整、この分については、今、土地改良区と協議をされて実施をされているということを知り及んでおります。

それで、あわせて幹線堀の調整、樋のかわりにやると思うので、幹線堀のしゅんせつをこの際ぜひやってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今、ため池、幹線堀、どちらも農業用施設ということであろうかと思いますが、幹線堀のしゅんせつについては、基本的には農業者、受益者の方が管理をされるものというふうに思います。

ただ、どこどこをするじゃなしに、全体的に計画的な中でストックマネジメント事業などを活用できればということで少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

時間もありませんので。しゅんせつをしないとやっぱり浅くなっているんですね。実際この災害にひっかけてじゃなかですけど、そういうのでぜひしゅんせつをお願いします。

最後になりますけど、議会初日の提案理由の説明の前に、町長から今回の災害についての御説明がございました。実際、私も町民も期待されていると思うんですが、提案理由の前に復興に向けて、理念なり方針、行動指針等を述べられると聞いていたんですよ。期待していたんですが、なかったんですね。ぜひ町民も期待しておられると思いますので、力強い決意表明をよろしくをお願いします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

もういきなりと通告外のお話ですけども、もちろん被災をされている方は非常に今本当にもとの生活の戻りたいという思いで一生懸命努力をされていると思います。私たちは行政としても町長としても、その方々の思いをつぶさに吸収しながら、一日も早い復旧・復興を目指していきたいというふうに思っております。国の支援、県の支援、そして、町も独自の支援を今いろいろと打ち出しておりますので、その辺のところもいろいろ町民の皆さんにお聞きしながら、もしできることがあれば、全力を尽くしてやっていきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

そしたら、よろしく願いして、質問を終わります。

○議長（三谷英史君）

それではここで10分少々暫時休憩をしたいと思います。

午前11時22分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（三谷英史君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

8番中山議員。

○8番（中山初代君）

8番中山です。1問目には、8月27日、28日の豪雨災害についてお聞きいたします。

これまでも詳しい当時の質問があり、よくわかりました。被害状況についてお尋ねして、通告していたのは全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上、床下などの対応についてお尋ねしております。それと農業被害についての対応などもお尋ねいたします。

私たち共産党は、武藤明美、井上祐輔県議と田村貴昭衆議院議員と私も含む議員で大町町の被災地の調査活動を行いました。浸水した家屋、店舗、農地、農作物の被害も多く、激甚災害の一部指定を受けることなども決まりました。

今回の被害は記録的豪雨と有明海の潮位の高まったことが重なり、大規模な災害となりました。特に大町町では佐賀鉄工所の油流出により、さらに被害が大きくなりました。今回のような水害を防ぐためには、六角川をさらに安全に整備する必要があり、私たち日本共産党は10月15日、政府交渉で武藤明美、井上祐輔、2人の県議と武雄市、江原市議、衆議院議員の田村貴昭さんとともに、国会第二議員会館で大町町民の要求の実現を求めてまいりました。

今回の8月豪雨災害で、町長を初めとする町職員の仕事を毎日毎日、朝早く避難所、公民館や福祉センターなどを回ってみて、一番感心したことは役場職員の働きぶりでした。6時過ぎに避難所に行くと、入り口にはそのときは福祉センターの職員さんでしたが、受け付けをされており、役場庁舎は全部の課の電気が明々として仕事されていることがわかりました。私は45年の議員歴の中で、初めて地方公務員の本当の仕事を見たような気持ちになりました。その後、ずっと町長を初め町職員の作業着姿を見てきました。これまで、これからも引き続き本当に御苦労されることと思います。

今回の一般会計の補正予算の7号では、民生費の災害救助費8億円の補正が生まれ、国が10分の3、県が10分の2、大町町強い農業・担い手づくり総合支援交付金1億8,639万円、水害に遭った農機具、機械などの補助の内容を少し詳しくお知らせください。

大町町畜産被害対策事業費の補助金とは何のことでしょうか。養鶏場のことか、お尋ねいたします。私たち日本共産党は、県議、国会議員とともに政府交渉した内容でもありますので、説明してください。

1点目はそれだけです。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

8月27日、28日の豪雨災害についての御質問でございます。

まず、共産党の皆様には、今回の水害では多大なる御支援をいただきましたこととお礼申し上げます。というふうに思います。

さて、令和元年8月佐賀豪雨により大規模な水害に加え、油流出、崖崩れによる家屋の損壊など、町内でも多くの家屋に甚大な被害が出ております。町では被災家屋の現地調査を県職員の応援を受け、9月6日から速やかに開始し16日までの11日間で集中して行いました。それ以降も、新たな申請等があり、町職員で随時、現地確認、窓口相談も含め、対応しております。

12月5日までの調査で被害に遭った家屋は302戸で、全壊79件、大規模半壊71件、半壊4件、一部損壊148件という調査結果になっております。この調査結果をもとに罹災証明書、被災証明書を発行し、被災認定に応じて被災された方に各種支援を行っております。

公的支援としましては、災害救助法による生活必需品、学用品の供与、障害物の除去、住宅の応急処理、応急仮設住宅の供与、また被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金として基礎支援金、加算支援金の支給があります。

次に、町独自の支援になりますが、教育、子育て支援、そして災害見舞金、災害援護資金の貸し付け、税の減免、それから国民健康保険の一部負担金の減免、後期高齢者医療保険料の減免、介護保険料の減免、国民年金保険料の減免、住民票と各証明書の交付手数料の免除、水道料金の免除、し尿くみ取り料金の助成等があります。このほかにも町に寄せられた災害義援金や、県のほうからも義援金を被災された皆様に度合いに応じ支給しております。

また、農業や商業についても再興に向けてさまざまな支援をすることとしており、佐賀鉄工所の油の被害においても、佐賀鉄工所の方々は誠意を持って対応されていると感じております。これについては農業、商業、家屋、公民分館など、その分野に応じて説明をされ、そして対応されているというふうを感じております。

金額の詳細については、課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えをいたします。

被災された方への支援になりますが、まず国の被災者生活再建支援金としまして基礎支援金と加算支援金があります。基礎支援金は全壊が100万円、大規模半壊で50万円、大規模半壊でやむを得ず解体した場合は100万円となります。また、加算支援金として家屋を建設、購入した場合が200万円、補修されると100万円、賃貸の場合は50万円となりますが、いずれも世帯の構成員が複数の場合で、単身世帯はこの分の4分の3となります。

次に、災害救助法の運用として、床上浸水以上の住家被害を受けられた方が対象となる生活必需品の供与、学用品の供与、油被害が認められる床下浸水以上の住家被害を受けられた方が対象となる障害物の除去、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供与といった制度がございます。

応急修理制度としまして、被害認定が半壊以上で59万5千円、これは9月30日までであれば58万4千円となります。それで一部損壊、床上で、これが30万円を限度として修理代金の支援がございます。

ここからは大町町独自の支援となりますが、まず災害見舞金ですが、全壊、大規模半壊の世帯は基本10万円で、世帯員1名増すごとに1万円を加算します。半壊、床上浸水、油被害の床下浸水の世帯は5万円で、世帯員1名増すごとに5千円加算となっております。

次に、災害援護資金の貸し付けです。半壊以上、または家財の3分の1以上の損害を受けられた方について、所得制限をクリアできれば150万円から最大350万円を無利子で貸し付けを行います。連帯保証人がいらっしゃらない場合につきましては年利1%となっております。償還期間は3年間据え置いた後、10年償還となっております。

次に、税についてでございます。個人の町県民税と国民健康保険税は前年の所得と損害の

程度により全部から16分の1の減免をいたします。固定資産税については所得に関係なく、農地については全額、家屋と償却資産については全額から16分の1を減額します。

次に、国民健康保険一部負担金でございます。半壊以上で50%、大規模半壊で70%、全壊で100%の減免をいたします。

次に、後期高齢者医療保険ですが、半壊以上の方で申請を受け付けておりますが、広域連合で所得、損害保険料等を判定し、該当となれば減免を行います。

次に、介護保険料ですが、床上浸水以上の方で申請を受け付けております。介護保険事務所で所得、損害保険料等を判定し、該当すれば減免となります。

次に、国民年金保険料ですが、財産の被害総額が50%以上の方については免除されますが、免除された場合、受け取る年金額はその分減額となります。

次に、住民票と各種証明書交付手数料については、被災を原因として発行するものは全額免除いたしております。

次に、水道料金の免除、し尿くみ取り料金の助成です。水道料金については、被災された方について、9月分から11月分の3カ月間、全額免除をしております。また、くみ取りについては8月29日から10月末までに便槽式、そのくみ取りをされた分は全額助成をいたしております。

次に、災害義援金ですが、現在、大町町に約3,000万円の義援金が寄せられております。これはちょっと今、配分をした分で3,000万円ということになっておりますが、県からまた追加配分がっておりますので、ちょっとこの分は除かせていただきます。これらを配分するために、義援金配分委員会を開催し配分額を決定しました。全壊16万円、大規模半壊8万円、床上浸水1万6千円、床下浸水油なし5万円で、世帯員1名増すごとに5千円加算されます。また、浸水被害に遭われた店舗、事業所については1万円となっております。

それで、今週、月曜日に県からまた義援金 comes おりますので、その分について追加配分ということで決定をしております。金額については今ちょっと手元にございませぬので、後ほど委員会のほうで説明をさせていただきます。

以上でございます。あと農業関係については担当課長のほうが説明を行います。

○議長（三谷英史君）

農業災害について通告されていませんですね。通告があつておりませんが、農業災害……（発言する者あり）いや、準備されておつたら——答弁できますか。農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

議案第71号の補正予算のほうに計上しております強い農業・担い手づくり総合支援交付金につきましては、浸水したコンバインやもみすり器、選別機、精米機、乾燥機等、農機具等の再取得及び修繕に係る費用を国の制度によって助成することになっております。議員が言われるように、国が10分の3、県が10分の2、町が10分の1を助成する制度になっております。

また、畜産関係につきましては、下瀉の養鶏関係です。鶏の処分費用と不要になった飼料等の廃棄処分、その費用の助成になります。

以上です。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

どうもありがとうございました。委員会審議でも今の森課長の説明は受けられるとは思っておりましたが、先ほど総務課長がいろいろ被害に対する町の補助というんですか、はっきり説明をいただきましたけれども、現在、住宅被害に遭われた町民の方の住みぐあいの状況がわかれば教えてください。アパートに何世帯とか、公営住宅に何世帯とかいうのが、今わからなければ後でいいです。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えしますが、通告外でございますので、ちょっとその分については今現在、手元に資料がございません。委員会の折に説明をさせていただきます。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

この災害の後、私が町政に対して何か納得いかないというんですかね、町民の災害対策の中で町議会議員として一番知りたいことが一番問題になっている佐賀鉄工所の油被害の対応ですよね。それと農家補償のことなど、現地を回ってみて、いろんな町民の皆さんの声を聞いた中での対応が町の主催で行われたと思いますが、佐賀鉄工所の説明会がありました。そ

のときは本当に直接佐賀鉄工所の話を知りたいと思って、別に反論も何もする気はもちろんありませんよね。そのことについては、来てくださいと言われてたですもんね。

それから、その後、農家補償のこと、農機具を含むことなどが11月25日やったですかね、説明会がありました。それも私たちは新聞でしか知ることができないんですよ。新聞を見たから7時に私は会場の入り口におりましたが、入らないでくださいと言われてたですもんね。これはどうも私はやっぱり納得いかんとですよ。議会としても、議員は町民の本当の苦しみを一番そばで知りたいと思っているので、2つの集会ですけどね、なぜそういう態度をとられたのか納得いかないです。教えてください。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

まず、町の主催で早い時期に説明会をさせていただきました。これについては町の対応ということの説明です。そこに佐賀鉄工所のほうから説明をしたいということがあって、うちの説明の中に佐賀鉄工所の社長さんも含めて来られまして、おわびと、そして佐賀鉄工所の考え方、補償の額までそのときは言われたと思います。それをまずやりました。

そのときは9地区に分けて2日間でしたけれども、会場の問題もありまして、1世帯に2人ということをお願いをしておりました。というのは人数が入らないだろうということもあって、お2人まではできるという判断で、その中会議室でやったわけですけども、そのときも大体20世帯から25世帯ぐらいの地区分けをしてやったわけですけども、それで2人来られて50人ぐらいになるということで、ほかの方が入った場合、御本人たちが入れないという懸念もありましたので、被災をされた世帯2人までということとしております。

そして、何か佐賀鉄工所の説明会はわかりません。同じような考え方だろうと思いますけれども、町が主催したものについてはそういう考え方で入場を制限させていただいた。かつ、プライバシーですね。個々の問題ありますので、誰がどう言ったというのを外に漏らす、できるだけそこは避けたいということもあったもので、当事者だけの出席とさせていただきました。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

今、説明を受けましたけれども、私たちは本当に佐賀新聞でしか知る余地はなかったんですよね。農家に対する説明会、農機具のことも説明されたと思いますが、佐賀新聞だけが頼りなんです。当日、そこで説明が前日あったのを翌日の朝、本当に佐賀新聞を待ちに待って知ることしかできなかったということが、非常に納得いかないというんですか、もっと一緒に聞くとかそういうのが——別に発言はしてくれるなどと言われていいと思いますよ。実態を被災者と一緒に同じ言葉で聞きたいというのがありました。その点については、説明会は非公開でしたという、佐賀新聞しか知りませんので、13人が集まられたとか、1人名前も書いてありましたけれども、どういう話がされたのか知りたかったというのが本当の気持ちです。それがそのときにその現場で聞けなかったというのが何か議員として、こんな扱いをされんといかんかなという気がしています。もう一度答えてください。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

先ほども申しあげましたとおりでございます。個々のプライバシーというか、個人情報というか、それをその場でお話をするわけですので、なかなか議員のお気持ちもわかりはしませんが、最低限、個人の被災者の方々に通知をして、そこに文章で説明をして出席をさせていただいております。その方々が何かこれじゃいかんということであれば、また考えたいと思いますけれども、御存じかどうかわかりませんが、やはり弁護士を連れてきた方もいらっしゃいます。そういう人たちみんながそういうことをしたら中に入れないわけですよね。だから、そこは当事者に対する説明会ということで御理解をいただきたいと思ます。

佐賀鉄工所が直接されたのは、我々も行かない場合もありますので、その辺のところも新聞で知るということもあり得るということですので、今回の説明会においては被災者を中心に優先的に開いたということでございます。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

被災者の方からは、きょう来るとやろうもんという声もかけられたりしましたのでね。結果的に、割とスムーズな話し合いがなされたと、私は新聞を見て思っています。でも、やっ

ぱり本当に一番知りたいことだったんですけれども、一緒に聞いたらいかんと言われたら、どがんでも聞かれんですもんね。本当に御苦労されたと思います。町民の被災者の声を聞いても、反感を持っている人がおられないことも余りまだ聞いておりませんので、その後、何回も被災地を訪ねたりしていますけど、そういう気持ちではあります。ただ、一緒に聞けなかったのがなぜかなという気がしてなりません。一緒にその対応の話を知りたいという気持ちが強くありました。

次に行きますね。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

2点目は、国保税の引き下げをということで通告しておりました。今でも高過ぎる国民健康保険税の問題で、国が自治体に大幅連続値上げを迫る圧力を強めています。厚生労働省は国保税の値上げを抑えたり引き下げたりするための一般会計から国保特別会計に独自に公費繰り入れを行う市区町村に対して国からの予算を減らすペナルティー措置を2020年度から導入する方針です。高額負担に苦しむ住民生活を無視した公費削減ありきの姿勢を露骨に示したものです。

高過ぎる国保税が国保制度の構造的な危機となり、医療保険制度としての持続性を揺るがしています。全国どこでも高過ぎる国民健康保険税に住民が悲鳴を上げています。国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない均等割、平等割——世帯割ですね——という保険料算定です。子供の国保税均等割分について、18年度から東京都の清瀬市は第2子以降を最大5割減額、昭島市は第2子を5割減額、3子以降9割減額、埼玉県富士見市は第3子以降を全額免除など実施されています。国の悪政言いなりではなく、住民生活を守る防波堤となるかどうかが問われています。まず、子供の均等割部分から幾らかでも減額の方角を検討していくことはできないのでしょうか。何とかして高い国民健康保険税の引き下げの一翼を担っていただきたいと思いますが、御検討をお願いします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

国保税についてということで御質問です。

国保税を算定する方式については、医療分、そして後期高齢者支援金分及び介護納付金分があり、その中に所得割、均等割、平等割がございます。この3方式については国保が県内広域化となった平成30年に、佐賀県と県内市町で策定した佐賀県国民健康保険運営方針の中で決められております。

また、佐賀県ではこれまで佐賀県市町国民健康保険広域化等連携会議において、保険税率の一本化、被保険者の負担の公平性から、将来的には県内どの地域に住んでいても、所得水準、世帯構成が同じであれば保険税も同じであることを目指すについての議論を重ねてきたところであり、一本化の最終形については平成32年——令和2年度までに決定を目指し、一本化までの期限については仮目標を9年後——現在は8年後になります——とし、議論を重ねているところであり、現時点で県内市町の保険税独自減免が実施されていない状況を考えますと、本町としましては町単独で独自の減免制度を設けることは広域化の趣旨にそぐわないと考えております。

国保税に関しましては、国民健康保険の医療費等の支出見込額から国、県、町及び前期高齢者交付金等の収入見込額を控除し、その差額が保険税賦課総額になり、それにより県が標準保険税率を算定しております。

大町町の現状としましては、平成30年に県内広域化に伴い、年間の所得割税率を15.9%、均等割を4万4,200円、平等割を4万8,300円に増額させていただきました。平成31年度——これは令和元年度については、平成30年度に創設した1億円の国民健康保険基金を大町町独自の激減緩和措置として運営しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

国保税の住民負担を軽減するために、前年度、1億円の町費の投入をされたことは本当にちゃんと肝に銘じています。そういうことを国がしたらだめだという方針が今出されたわけですね。しかし、私たち、よその町もしているように、全国的には子供1人生まれたら1人分の保険税が上がるというような、そういう仕組みを何としてもなくさなければならないという全国的な流れの中では幾つもあります。そのことは国も絶対してはいけないということにはなっていないんですね。

そこら辺を鑑み、よそがしていることは大町町も努力してほしいという気持ちでいっぱいですが、きょう、資料をいただいたことを言いますと、短期証明書を持っている人、それから資格証を持っている人、これは合わせて29世帯、人数では39人ということが示されておりますように、正規の国保税を納め切れない人がこんなにおられるということです。病院にかかれない、そういう立場、かかりにくい、そういうことですので、何とか人頭割などの削減検討をもう一度お願いしてみたいと思います。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

我々も国保制度改善強化全国大会等に参加をしながら、そのようないろいろな制度の改善についてお願いをしているところでございます。

ただ、今回は佐賀県の広域化ということもあって、20市町が同じ足並みでいくということで、今回この方式をとらせていただいております。今後、いろいろな大会、あるいは国のほうに訴える機会があったら、いろんなことをお願いしていきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

国保税軽減のためには、本当に努力していただきたいと思います。これだけの納め切れない人、資格証、短期証の人たちが39人、29世帯あるということですから、本当に私たちは努力しなければならないと思います。

3点目に移ります。

○議長（三谷英史君）

登壇をしてください。中山議員。

○8番（中山初代君）

3点目は、原子力発電所について質問いたします。

通告にも出していたと思いますが、テロ対策施設とはどんなものか、内容を説明してください。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

玄海原子力発電所についてという質問の中で、テロ対策施設ということですが、これは特定重大事故等対処施設だと思いますので、そちらについてお答えをさせていただきたいと思います。

特定重大事故等対処施設は、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突、その他テロリズムにより原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備え、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設のことで、2013年施行の新規制基準で設置が要求されている施設でございます。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

テロ対策施設の説明を受けました。私たちの大町町は玄海原発の事故発生に対する避難計画があったと思います。去年じゃなかですよ。もっと前だったですよ。ことしに行われたのは、たしか小城市が避難訓練を行われたと思います。大町町は玄海町の住民を大町町に受け入れるということが決まっていたと思います。そうですね。玄海町……（「肥前」と呼ぶ者あり）肥前町やったですよ。肥前町やったか。よそでも、小城市でもそういう避難訓練が行われて、非常に大変だったそうですね、大町町は避難訓練をする必要はないのでしょうか。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

今年度、本来であれば11月30日、この分で大町町も避難訓練ということで予定をしておりました。今回の発災により、ちょっとそういう避難訓練どころではなく、被災者の支援ということで、今回は見送った形で江北町のほうでかわりにやっただいております。

以上でございます。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

では、その計画の予定は変えられて、引き続き実施されることは決めていただくんですよ

ね。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えします。

避難訓練につきましては、年間1回ということで日にちを決めて行われておりますので、来年度実施に向けて、また手を挙げて、うちのほうで受け入れをしたいと考えております。

以上です。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

原子力発電所がある限り、本当に私たちは——私も何回も福島の飯舘村に行って実態を見てきましたけれども、それは人の住めるところではなくなっておりました。今、避難解除されても、村民はほんの一部だけしか戻ってこられていないですよ。だから、そういう状態になることが目に見えていますので、やっぱり避難訓練をきちんとしなければならない問題だと思いますので、よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（三谷英史君）

答弁はよろしいですか。水川町長。

○町長（水川一哉君）

玄海原発原子力発電所については、福島のような事故を二度と起こさないという高いレベルで新規制基準をクリアしているということでございます。国のほうは原子力発電所を国のベースロード電源ということで位置づけておりまして、町としては今回この避難計画で負う責任ということで、肥前町のほうから避難をしてこられる方々を万全の体制で受け入れるということで力を尽くしていきたいと思っております。もちろんこの大町町が安全であるという場合がありますけれども、その辺のところはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

中山議員。

○8番（中山初代君）

ありがとうございました。これで終わります。

○議長（三谷英史君）

6番武村議員。

○6番（武村妃呂子君）

6番武村でございます。時間が迫っておりますので、皆さん多分気持ちもそわそわというところではないかと思えます。簡潔に意見を申したいと思えます。よろしくお願いたします。

大町町コミュニティバス等の事業について、町長が選挙の公約に掲げておられた移動手段としてのコミュニティバス構想を実現するための協議会が、区長会、老友会、婦人会、商工会関係の議員、商工会、温泉タクシーからそれぞれ2名が出席して、11月19日に第3回目の会議がありました。そのときは、住民を対象に日常の外出や公共交通に関するアンケートを12月エンドで実施するに当たってのお話し合いでございましたが、なかなかその中に営利を伴う業者の方の関係もあり、これが本当に実現するようになるのにはまだまだ道のりは遠いような気がしてまいりました。

そこでお伺いしたいのですが、大型商業施設トライアルは誘致企業でしょうか。町長は町民の切実な願いであった買い物難民解消に尽力された結果、やっとトライアルは出店されたものと思えますが、いかがでしょうか。

そのトライアルも開店してはや6カ月、買い物に行くたび、レジで並ぶこともなく、利用者の少ないことが気がかりです。最初から大町は人口も少ないし高齢者の町だから仕方がないなんてことはないと思えます。もしも採算が合わないといって撤退されたら、そういうことはないでしょうが、やはり心配になります。そのことを踏まえれば、町が誘致した企業ならば、移動手段としてのコミュニティバスの運行は早急に取り組む必要があるのではないかと考えております。

婦人会では8月のサロンのとき、マイクロバスを利用して買い物ツアーを実施しました。その中の8名ほどが初めて来たということでした。1人当たりの買い物時間は30分から40分と短くて済みます。そのときは支部長がサポートし、帰りも自宅までバスで回ってもらいました。今度、12月18日のサロンのときにも実行いたします。会員の皆さんは本当に楽しみにして待っていらっしゃいます。

そこで、お尋ねしてみたいんですが、以前、福祉のほうで買い物ハビリクラブの名称で9月から12月を対象に、毎週木曜日の募集がチラシで出ていたような気がしておりますが、参加状況はどうだったのでしょうか。

協議会でアンケートを依頼するに当たっても、やはりできるだけ町民の生の声が聞けたら本当にいいと感じております。私自身、もしもすぐにできることならば、マイクロバスの運用は認められないのでしょうかということについてお尋ねいたします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

コミュニティバスの御質問でございます。私が公約に掲げておりました巡回バスということであろうと思いますけれども、買い物環境の改善を含めて、交通弱者の移動手段の確保という観点から町民の皆さんの要望も高いというふうに思っております。

先月の定例会でも申し上げておりましたとおり、町民のニーズと大町町の実情に合った形で適切な交通サービスを提供し、短期間ではなく長く継続させていくことが重要であると考えております。

議員も御承知のとおり、現在、先ほど申し上げられました町内の業者も含めて、町民の皆さん、いろいろな立場の方々の意見を聞くために、大町町コミュニティバス等の事業に係る協議会を発足して検討を重ねております。最終的には県や有識者の意見も参考にしながら、持続可能な交通サービスの実現を目指したいと思っております。

トライアルのことをお聞きされましたけれども、トライアルは町の誘致企業かというような御質問だったかと思えます。6月5日にオープンをしましたトライアルでございますけれども、トライアルについてはいろいろな場所での計画がその当時、進行しておりまして、大町町は入っていなかったということで、ぜひ大町町もその一つに入れてくださいということで、かなりのプッシュもしてきたつもりであります。土地名は避けますけれども、あちこちにそういういろいろなグループが会社の中にもあって、そこを進めるというような動きがあって、大町町チームをそこにつくっていただいて、積極的に擁していただいたという経緯があって、その成果もあって大町町に進出をしていただいております。当然その交渉の中では誘致企業としてお迎えをさせていただきたいというようなことも申し上げてきております。

あとは何か福祉のほうでの――済みません、ちょっとあと……（「このまま話してもいい

ですか」と呼ぶ者あり) 1回ここでちょっと——以上でございます。

○議長(三谷英史君)

武村議員。

○6番(武村妃呂子君)

先ほどちょっとお話ししましたが、福祉のほうで買い物ハビリクラブの名称で募集があっていた分は、それはまだ実行されているのでしょうか。

○議長(三谷英史君)

福祉課長。

○福祉課長(岩瀬重義君)

お答えします。

買い物ハビリクラブでございますが、11月から始めておりまして、内容を若干御説明いたしますと、65歳以上の高齢者の方を対象に、御存じのことと思いますが、運動と買い物を組み合わせた事業を提供して、できる限り自立した生活を営んでいただけるように御支援申し上げるものでございます。

なお、定員は20名ということで御利用をいただいているところでございます。

以上です。

○議長(三谷英史君)

武村議員。

○6番(武村妃呂子君)

じゃ、それは20名確実に集まっていらっしゃるんですか。大体何人ぐらい出席されるのか。

○議長(三谷英史君)

福祉課長。

○福祉課長(岩瀬重義君)

お答えします。

申しわけないですけど、正確な数字がちょっと私、今現在わかっていなくて、詳細については委員会の折に御説明を差し上げたいと思っております。

以上です。

○議長(三谷英史君)

武村議員。

○6番（武村妃呂子君）

ありがとうございます。トライアルに対すること以外に、やはり町の中央にミニのスーパーの設置はできませんかというようなお話をよく聞きます。8月末には中島区のファミマが、9月には生協高砂店が閉店されて、あそこら辺の中島、千場団地、高砂の方たちは大変買い物については不自由されているようにお伺いしております。

そこで、以前、国の事業だったと思うんです。私、詳細はよく知りませんが、もと城島鮮魚店の店舗にミニのスーパーが開かれていました。何年続いたかということもちょっと記憶しておりませんが、聞いたところによれば、補助金が終わった時点で撤退されたというふうに聞いております。だから、そのこのところのどういう理由で撤退されたのかということがわからないのに勝手にお話を進めることはおかしいと思いますが、今、商工会でやすらぎパークで朝市をされていますね。あれにたくさんの方が出ていらっしゃいます。その方とか、それからそのほかの町民の皆様が、あそこに——前の城島鮮魚店の跡につくってあった、ああいう小さいスーパーができないかというようなお話をよく耳にするようになりました。多分だんだん皆さん年をとられて、よそまで出ていくのが大変で、町内のあその場所だったら、銀行に行くにしても病院に行くにしても便利な場所で、通りやすい場所だと思うんですね。

そこで、ちょっとお話ししたかったのは、商工会への補助金が以前は600万円だったと思います。それが水川町長になられて700万円に、今年度からは800万円と、200万円増額になっています。今こそ、そのお金と、もっと予算をつけてでも、その場所に商工会の方とお話をされて、実際まだ生鮮食料品として大町に個人でお店をしていらっしゃる方とか、そういう方との話し合いをされて、あの場所でそういうお店が出せないか。もっとほかにも小物とかいろんな町民の皆さんに働きかければ、生鮮食料品だけじゃなくてもいろんなのが出てくるんじゃないのかと。成り立たないようであれば、ボランティアの人たちでもいろんな方法を考えながら、あそこにミニのスーパー——スーパーまでいかななくても、ミニのちょっとしたお買い物のできる店舗、それからお年寄りの人たちがそこに来て集える場所、そういうふうな感じのものをつくっていただけないかなというふうな考えを持っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今、34号沿いのコンビニは、ちょっとコンビニ業界の整理が何か今のうちという感じで進んでいるようです。そこで買い物された方々はちょっと不便を来しておられるんじゃないかというふうには思っておりますけれども、大町町はもともとコンビニが多かったということで整理の対象になりやすかったのかなというふうに思っております。

それから、城島魚屋さんのあの当時、ちょっとしたスーパーなりをされたのは、緊急雇用の雇用促進の中での出店ということで、そういう補助があったということで当時開店をされておりますので、その補助がなくなった時点で閉店という形になっているというふうに思います。

それから、先ほど商工会の分の補助金を言われましたけど、800万円にしたということですが、あれについては県内では最低レベルの金額であったということで、近隣の市町と整合性をとって、その金額にしたということでございます。そしてまた、実績もその金額を上回っていたということでございます。

だから、そのお金を使ってスーパーというようなことは、商工会がやるわけではありませんで、そこで利益が生じるというようなことがあれば、商工業者の方がされると思いますけれども、今の状況ではそれが見込めないということで、多分今の自分たちの店舗を運営するので精いっぱいなのかなというふうに思います。

ただ、商工会の会員の方々が、もしそういうようなことを考えておられる人がいるとすれば、お話は一緒になってしていけるのではないかというふうに思っておりますので、ちょっと、商工会にもその辺は尋ねてみたいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

武村議員。

○6番（武村妃呂子君）

ありがとうございます。それと、今、そういうふうに小売店をしていらっしゃる大町の商店街の方がどれくらいいらっしゃるのか。なかなか顔が見えないというか、チラシにちょこちょこと名前が載っているところとか、そういうのはわかるんですが、ちょっとそこじゃなくて、離れた場所でもしお店をしていらっしゃる方がいたら、大町にお店があるのという一般の町民の人はそういう思いを持っている人が多いと思うんですよね。それで、特に今、本通りなんか、ずっと空き家じゃないんですけど、おうちが解体されていって、あそこら辺は何もないような状態で後藤呉服店の跡もなくなった。角のあそこの本通りのところも、ずっ

とかわの肉屋さんまでのところがなくなったとか、大町を眺めてみて、あそこを通るときに、余りにも廃退したというかな、大町自体が寂しさを感じる町並みなんですよ。

だから、やっぱりあそこら辺で何か人が集えるような、そういうものができれば、歩いていても、ちょっと一休みできる、あそこだったら本当に何も無いところを歩いて家までお帰りになる方にとっては、やっぱり精神的にも落ちぶれた大町を見るよりは、前向きに前向きに、小さくてもいい、それこそ何かを考えていただけたらいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、時間が迫っております、多分皆さんいらいらしていらっしゃる、簡単なお答えで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三谷英史君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

町内の小売店については、ちょっと委員会等で報告をさせたいというふうに思います。

そして、いろいろな、大町町は今まで老朽化した商店が立ち並んでいたということで、それを除去していくというのが一つの方法だろうと思います。ちょうど過渡期が今なんだろうというふうに思っています。当時は早く除去せろと、解体せろというような御意見も多数ありましたけれども、今それをやっている最中で、スクラップ・アンド・ビルド、崩して次が建つというふうな、ちょうどその過渡期になっているんじゃないかなというふうに思います。

そしてまた、防災とか非常に問題になっておりますけれども、今までは水害地がこうだ、土砂災害はこうだというハザードマップをつくってきているわけですが、今後は、火がここについたらどこまで燃え広がるかというふうなことも、今も防災の中では取り沙汰されていると、そういうことを計算してされる学者さんも今出てきておまして、老朽化した商店、あるいは家をそのまましとけば火が燃え広がるということもあって、私はそこに緩衝帯をつくるのはそれも一つの考え方かなというふうには思っておりますので、今のところはそういう感じになっております。

それで、そこを利用して何か町民の皆さんが集えるものということはどうかという話でしようけれども、今後、公民館とかスポーツセンターとか、建て直しの時期が近くに迫っております。そういうことを含めて、そういう多機能なものを今後考えていかなければならないと思っておりますので、そのときにまた町民の皆さんの意見を聞きながら、複合施設という形でできたらというふうに思っています。

○議長（三谷英史君）

武村議員。

○6番（武村妃呂子君）

どうもありがとうございました。ではもう一つ。

○議長（三谷英史君）

武村議員。

○6番（武村妃呂子君）

では最後に、もう一つ質問させていただきます。

公民館の事務室の活用についてということでお尋ねをいたします。

8月末の豪雨災害による避難所として、公民館は本当に対応ができていたのかどうかということを考えております。災害というものは予測なく起きるものだと思いますので、日ごろより対応ができるよう心がけておくべきでなかったのかと考えております。

というのも、以前より感じていたんですが、教育委員会がまだ公民館で仕事をされていたころは、事務所の奥の部屋は応接室と多分、教育長の部屋ではなかったかと思えます。大分前からその機能をあのお部屋は果たせていない、物置状態のようですが、そのことに関してはどうのように考えられていますか。

それと同時に、以前は管理人さんが居住されていた和室の部屋も物置状態とのことをお聞きし、今回の被災者にそのお部屋を提供できなかったことを聞いております。お茶室や図書室などを利用されていましたが、せっかく部屋があるのに、それが生かされない物置状態というのはいかがなものでございましょうか。公民館はみんなが使うべき場所だと思いますので、対処していただけたらと思っております。

また、物置ということになりますと、プレハブでも建てて、必要な書類、物品などはそういうものの中に収納されて、もともと生きるべき部屋は生かしていただけたらと思っております。

でも、今、婦人会で普段利用させていただいておる社団室もまだ救援物資のために使用できないという状態で、片づけましょうかと言っても、部外者は片づけてはいけないという言葉が発せられますので、やはり早く物事が前に進むような方向で、利用できる人は利用していただけたらありがたいんじゃないかなと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（三谷英史君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

答弁の前に、議員を初め婦人会の皆様方には、8月の豪雨災害において避難所開設当初から被災者の食事支援などに当たっていただきました。心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

では、大町町公民本館の事務室の活用についてお答えをいたします。

まず、事務室の奥の部屋につきましては、現在、教育委員会各種行事の用具、用品、長期間保管が必要な書類、工事図面、次世代に継承が必要な炭鉱時代の写真や資料、それから文化財専門員が業務上必要とする参考文献などを保管しております。

また、8月の豪雨災害では、避難所の運営スタッフの仮眠場所として使用しました。議員御指摘の室内の整理整頓については職員のほうに私のほうから指導したいというふうに思っております。

次に、管理人室の使用はというところでございますけれども、管理人室については町民への貸し出し対象の部屋ではなくて、主に今、町民運動会用の多くの商品を保管していたため、8月の豪雨災害では被災者に開放しませんでした。今年度、昨年度と2年続けて天候不良で町民運動会が中止になり、多くの商品を保管しておりましたが、今回、その一部を絆サンマ祭りに活用いたしました。今後、元旦ウォーク、スポレク祭りなどに活用することとしております。

最後に、社会教育団体連絡室、いわゆる社団室につきましては、8月28日の災害発生以来、避難者支援のための物資集積場所として利用しております。各種団体の皆様には会議等に使用できない状態で大変御迷惑をおかけしておりますが、いまだボランティア団体による在宅避難者の方への食事支援が継続しておりますので、被災者支援を優先している現状に御理解を賜りますようお願いいたします。

会議等が必要な場合は、ほかの部屋の利用について配慮いたします。

○議長（三谷英史君）

武村議員。

○6番（武村妃呂子君）

御説明ありがとうございます。でも、やっぱり物置的なイメージというのは、人から見て

余り好ましいものじゃないと思うんですね。だから、整理整頓というのはきちんと並べるものであって、幾ら必要な書類、幾ら必要なものといっても、それが雑然としている状態で、これは必要だと言われても、やはり考えられない。もしも、年代ごとに必要なものがあるのなら、なおさらプレハブでもきちんと建てられて、そこに必要な書類は年代ごとにきちんとしまうのが、お金もかかって大変でしょうけど。それから運動会にしてもいろんな行事にしても毎年あるものですから、それもちょうと保管する場所を一定にきちんとして使われるのがいいのではないかなというふうな思いを抱きますね。

私も本当にずっと以前からだったので、その部屋は何回かコピーをとられるときに入っていて、えっ、こんなことしてという思いをずっと抱いていたけど、なかなかそういうお話をする機会というのはなかったものですから、今回初めて議員として言わせていただいているんですが、そういうふうにごくどこでも一緒ですけど、この書類は何年間保存するとか、これはどうとかいう文書管理とか、いろんな決まりがあると思うんですよ。だから、その規定に従ってしていただければ、そんなにはならないでしょうし、コピー用紙にしたって、私が見た限りではあっちこっち置いてあったんですよ。それこそ倉庫に置いていただいて、倉庫から取ってくるとか、もうちょっと管理の方法をしていただきたいと思います。

それから、ここには書いておりませんでしたけど、公民館のことだから言うんですけど、今やっと時間前にちゃんとあけていただけるようにはなったんですが、やはり町民の皆さんの声としては余り公民館は使いやすい状態ではないという、コミュニケーションが館長さんとか事務職とか、そういう人たちとのコミュニケーションが余りとれていないような雰囲気、いい思いを余りしていないような気がするんですね。

やはり社会教育的な公民館の役割がありますので、みんなが行って、それこそお茶でも飲んでいろんなお話をできるような、そういうふうな場所も必要なんじゃないのかなというふうに思っております。今、子供のあれがなかったもんだからテーブルが置いてあって、あそこで皆さん結構いろんなお話をされているんですね。だから、そういうふうな、ちょっと寄って会議ではないけれど、お話をするという場所は、やはり公民館には必要なのではないかなというふうに感じております。

○議長（三谷英史君）

船木教育長。

○教育長（船木幸博君）

公民館の職員のほうは適切に管理をしているものと承知をしておりますけれども、議員御指摘の整理整頓につきましては、公民館を利用する町民の皆様方に不快な思いをさせてはなりませんので、改めて整理整頓等を職員のほうに指導したいというふうに思います。

○議長（三谷英史君）

武村議員。

○6番（武村妃呂子君）

ありがとうございました。終わります。

○議長（三谷英史君）

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。議事進行についての御協力まことにありがとうございました。

午後0時48分 延会